

再就職承認申請書（記載例・行政職）

平成 年 月 日

大阪市長 様

大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第47条第4項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) (よどやばし はなこ)		生年月日 (年齢)	
氏 名 淀屋橋 花子		昭和 29 年 10 月 15 日 (58 歳)	
(退職時) 所属名		(退職時) 補職名	(退職時) 所属発令日
人事室		室長	平成 年 月 日
職種	本市採用日		本市退職 (予定) 日
事務	昭和・平成 54 年 4 月 1 日		平成 25 年 3 月 31 日
(退職時) 所属における職務内容			
・ 室所管業務の効率的執行 ・ 組織目標達成に向けた所属職員の指揮・監督			
退職前の主な職歴	発令年月	所 属 ・ 補 職 名 称	職 務 内 容
	平成 21 年 4 月	財政局税務総長	税に関する本市施策の総括
	平成 19 年 4 月	総務局人事部長	人事管理に関する本市施策の総括
	平成 17 年 4 月	健康福祉局高齢者施策部長	高齢者施策に関する本市施策の総括
	平成 14 年 4 月	△△△局総務部総務課長	局の庶務及び計理業務
	平成 年 月		

※退職 (予定) 時の所属を除き、過去10年間の職歴を記入してください。

2 承認を希望する法人・求人等の情報

大阪市職員基本条例該当条項 ☐ 外郭団体 (§ 47①Ⅰ) ☐ 派遣団体 (§ 47①Ⅱ) ☐ 外郭団体の子法人 (§ 47①Ⅲ) ☒ 財政的援助法人 (§ 47①Ⅳ) (☐ 負担金 ☒ 補助金 ☐ 交付金 ☐ 出資・出えん ☐ 貸付金) ☐ 行政上の権限行使に係る法人 (§ 47②)	
法人等の名称	所在地
社会福祉法人 ○○○○福祉会	大阪市西成区△△△△
法人等の業種・事業内容等 (定款、寄附行為、事業報告書等の添付により代えることも可。)	
別紙「定款」参照	
コンプライアンスに関する規程の有無 (分かる範囲で記載してください。)	
具体的な内容 (規程の添付により代えることも可。)	
別紙「社会福祉法人○○○○福祉会 コンプライアンス規程」参照	
勤務事業所名 (予定、上記名称と同じ場合は省略可)	勤務事業所所在地 (上記所在地と同じ場合は省略可)
同上	同上
役職 (予定)	雇用形態 (常勤・非常勤等)
理事	常勤

職種		年収（見込み）	
事務		800万円	
勤務時間・休日		雇用期間	
9:00～17:30（土・日・祝日・ 年末年始休み）		平成25年 7月 1日 ～ 平成27年 6月30日	
募集期間		募集人数	
平成 24年11月 1日 ～ 平成25年11月30日		1人	
応募の	☐ 新聞、雑誌等の刊行物で募集 ☐ ホームページで募集 ☐ 人材データベースで募集		
きっかけ	☒ その他 （ 法人側から理事就任要請を受けたことによる ）		
その他の	☐ 新聞、雑誌等の刊行物で募集 ☐ ホームページで募集 ☐ ハローワークで募集		
求人方法	☐ その他 （ ）		
職務内容			
・法人の基本理念である「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。」を実現するために行う各種事業の実施責任者として、法人経営の透明性確保、業務運営の効率化等に留意しながら意欲を持って取り組むこと。			
再就職希望者に求める知識や経験等			
・少なくとも10年以上福祉行政に携わった経験があり、かつ、大阪市の福祉行政の総合的な企画立案を行った経験を有すること。 ・自治体での管理職経験（課長以上）10年以上を有し、100人程度の職員から構成される組織のマネジメントを行った経験を有していること。 ・福祉関連団体の運営に携わった経験があり、とりわけ福祉人材の確保と社会福祉の推進に関する実務経験を有していること。 ・上記職務内容に類する実務経験を有していること。 ・当法人の設立趣旨、性質、実施している事業内容を理解していること。 ・社会福祉に関する資格を保有していることが望ましい。			
再就職後に活用できると考える申請者自身の知識・経験・資格等（詳細に記載してください。）			
・本市に採用されて初めての配属先が区の福祉事務所であった。以来、課長代理に任じられるまでの約20年間、福祉関連の業務に従事してきた。また、平成17年度から2年間は、本市の高齢者施策行政を総括する担当部長を拝命する等、本市で福祉行政全般に関わる多種多様な知識・経験を積んできたことから、私は当該法人の求める人物像に最も合致していると考えます。 ・平成14年4月より課長職につき、以降様々な職場において管理職として組織マネジメントを行い、的確に部下職員の統率を行ってきた実績がある。また、現在の職務である、大阪市全体の人材マネジメント業務を通じ組織運営における人材マネジメントの重要性やその困難性を熟知しており、組織の統率者としての知識や実務経験は十分に備わっていると考える。こうしたこれまでの経験を踏まえて、一定規模の組織のリーダーとして業務運営を的確に行っていく能力は十分に備わっていると認識している。 ・係長であった時期に3年間、市の外郭団体である社会福祉法人に出向していた経験があり、法人運営の最低限の実務経験は備わっていると考える。また、同法人に出向期間中、良質な業務の担い手を確保することが如何に重要でまた困難であるかを痛感したことから、社会福祉法人の業務運営に係る最も重要な点は人材確保にあると考えるに至った。私が採用されることになった暁には、これまで培った知識・経験を活用し最重要課題として積極的に取り組むつもりである。 ・本市の福祉関連事業に従事する期間が長くなるにつれて、福祉事業が私にとっての天職であると考えに至り、自費で「社会福祉士」の資格を5年前に取得した。これまでの本市での業務経験と取得した国家資格を活用して、今後は一民間人の立場からライフワークとして社会福祉事業に携わっていきたいと考えているので、今回のチャンスを活かしたいと考えている。 ・これまでの本市在職時の実務経験から、社会福祉法に基づき設立される社会福祉法人の社会的位置付けやその役割等について習熟しており、また、再就職を希望する社会福祉法人については在職時に直接的な関係はなかったものの、実施している事業の内容は市の制度所管の担当者として承知していたことから、社会福祉法人の役員としての即戦力を備えていると自負している。 ・これまでの市役所における業務経験を通じ、市役所内はもちろんのこと、市役所を取り巻く各方面との交流を積み重ねてきた。健康福祉局の高齢者施策に在籍していた際には、新たな市施策の企画立案を行うにあたって、国・府・その他民間企業やNPO法人等との細かな折衝ごとにも、担当者として中心的な役割を担っていた。業界動向に関する情報収集を行うにあたっては役所へのアプローチが重要であると考え、私自身のこれまでの経験は団体運営に不可欠なものであると考える。			

その他（備考）

求人については、求人内容がわかるもの（求人票、人材データベースの求人情報登録一覧表等）を添付しても構いません。

3 申請者と承認を希望する法人等との関係等

(1) 申請者の在職中の職務内容と法人等との関わりの有無	☐ 有	☒ 無
具体的な関わりの時期及びその内容を記載してください		
(2) 上記（1）における申請者の関与の度合い		
業務遂行に際しての申請者の役割分担を記載してください		

【次の項目については、第47条第2号に規定する行政上の権限行使に係る法人への再就職承認申請の場合に記入してください。】

4 行政上の権限行使に係る業務（大阪市職員基本条例第47条第2号該当）

(1) 2に掲げる法人に対する行政上の権限行使に係る業務の有無	☒ 有	☐ 無
離職前5年間における、2に掲げる法人に対する行政上の権限行使に係る職歴		
発令年月日	所 属 名	補 職 名
平成 22 年 4 月 1 日	財政局	税務総長
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
申請者が従事した行政上の権限行使に係る職務内容（具体的に）		
・ 法人市民税や固定資産税等の市税の賦課 ・ 市税の減免措置		
(2) 上記（1）における申請者の関与の度合い		
行政上の権限行使に係る専決権者、同権限行使にあたっての申請者の役割及び関与の度合い（具体的に）		
・ 市税の賦課業務は担当課長を専決権者としてその部下職員とともに課税調査等に基づき実施しているため、自分自身が直接的に課税業務に関与することは無かった。		
(3) 2に掲げる法人に対して行った不利益処分であって申請者が関与していたものの有無	☐ 有	☒ 無
具体的な不利益処分の内容、同処分にあたっての申請者の役割及び関与の度合い		

大阪市人事監察委員会 記入欄

受理番号				
処理結果				
☐ 承認	承認に際しての附帯条件			
☐ 不承認	不承認の理由			
☐ 承認を必要 としない	承認を必要としない理由			
承認番号		処理年月日	平成	年 月 日